



佐賀県公報

平成17年
9月9日
(金曜日)
第 12654号

目 次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(一一二・空港・交通課) 一

- 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に係る規則

規則の一部を改正する規則

(一一三・職員課) 一

- 特定計量器の定期検査

(四七四・くらしの安全安心課) 二

- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧

(四七五・生産者支援課) 二

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 二

- 平成十七年度砂利採取業務主任者試験の実施

(河川砂防課) 三

公安委員会事項

- 猟銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

(公 告) 四

公布された規則のあらまし

- 佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第一一二二号)

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一七年一〇月一日とした。ただし、佐賀空港の深夜の運用時間の変更に係る部分の施行期日は、平成一八年一月一〇日とした。

- 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則

- 1 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に係る申請手続を不要としたこととした。(第六条及び様式関係)
 - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- ## ○ 規 則
- 佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
- 平成十七年九月九日
- 佐賀県知事 古川 康
- ### ○佐賀県規則第百十二号
- 佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- #### 則
- 佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十一号)の施行期日は、平成十七年十月一日とする。ただし、第三条の改正規定中
- 「午前零時から午前四時まで」を「午前零時三十分から午前四時三十分まで」に改める部分の施行期日は、平成十八年一月十日とする。
- 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 平成十七年九月九日
- 佐賀県知事 古川 康
- ### ○佐賀県規則第百十三号
- 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲
- 覧に関する規則の一部を改正する規則
- 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成十一年佐賀県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。
様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

●佐賀県告示第四百七十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十七年九月九日

佐賀県知事 古川康

検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
嬉野町	非自動はかり、 分銅及びおもり	平成一七年 一一月一一日(金)	一〇・三〇から 一五・〇〇まで	嬉野町役場
"	"	平成一七年 一一月一四日(月)	一二・〇〇まで	"
"	"	平成一七年 一一月一五日(火)	一五・〇〇まで	嬉野町吉田出張所
塩田町	"	平成一七年 一一月一六日(水)	一〇・三〇から 一五・〇〇まで	塩田町公民館
太良町	"	平成一七年 一一月二〇日まで	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	大浦地区土地改良区 太良町役場

一届出事項

加入区名	発起人	
	住 所	氏 名
佐賀郡川副町大字大詫間四六二	木下富三雄	漁船損害等補償法第 百十三条第一項の申 出をする漁業協同組 合
佐賀郡川副町大字大詫間七九五一	新郷和美	大詫間漁業協同組合

一 指定漁船調書の縦覧

加入区名	縦 覧 期 間	
	縦 覧 場 所	大詫間漁業協同組合
大詫間加入区	公告の日から起算して十五日間	

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年10月31日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提

●佐賀県告示第四百七十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届け出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の二のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月九日

佐賀県知事 古川康

供窓口)において縦覧に供する。

平成17年9月9日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日	平成17年8月30日
2 申請に係る特定非営利活動法人	(1) 名称 特定非営利活動法人 福祉支援活動センター すずらん (2) 代表者の氏名 三苦紀美子 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県杵島郡江北町佐留志1399番地4
3 定款に記載された目的	この法人は、地域住民及び子ども達に対して、生活環境に即し、より健全な社会生活の維持、向上を目指し、福祉全般の支援活動に関する事業を行い、多面的福祉の増進に寄与することを目的とする。
4 受験願書の交付	(1) 窓口での交付 ア 交付期間 平成17年9月22日（木曜日）から10月21日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）等の閉庁日を除きます。 イ 交付場所 佐賀県県土づくり本部河川砂防課
5 受験申込の方法	(1) 郵送による請求方法 ア 請求期間 平成17年9月22日（木曜日）から10月14日（金曜日）まで 封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書請求」と朱書きしたうえ、120円切手をはつたあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を必ず同封し、下記イまで請求してください。平成17年10月12日（水曜日）の消印のあるものまで受け付けます。
6 試験の日時	平成17年11月11日（金曜日） 午前10時から正午まで
7 試験の場所	佐賀市松原一丁目2番35号 佐賀商工会館3階「1号会議室」（当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。）
8 試験科目	3

1 試験の日時	平成17年11月11日（金曜日） 午前10時から正午まで
2 試験の場所	佐賀市松原一丁目2番35号 佐賀商工会館3階「1号会議室」（当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。）
3 試験科目	
4 受験願書の交付	(1) 窓口での交付 ア 交付期間 平成17年9月22日（木曜日）から10月21日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）等の閉庁日を除きます。 イ 交付場所 佐賀県県土づくり本部河川砂防課
5 受験申込の方法	(1) 提出書類 受験願書、返信用50円切手及び写真（提出日前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(金) 9月9日 平成17年

佐賀県公報

- (2) 受験手数料
8,000円（佐賀県収入証紙によること。）
- (3) 受付期間
平成17年9月30日（金曜日）から10月21日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日、休日等の開序日を除きます。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。平成17年10月21日（金曜日）の消印のあるものまで受け付けます。
- (4) 提出先
郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当
- 6 問い合わせ先
佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当
電話番号 0952-25-7161
- 7 合格発表
試験の合否にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。
また、県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。
- 8 試験結果の開示
この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。）
受験者が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に河川砂防課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、休日等の開序日を除きます。
なお、電話、はがき等による請求はできません。

科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	開示場所
		県土づくり本部河川砂防課 佐賀市城内一丁目1番59号 (県庁新行政棟8階)

○ 猛銃及空氣銃の取扱い

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、猛銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成17年9月9日

佐賀県公安委員会
委員長 檜 垣 南治子

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成17年11月25日（金曜日） 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成17年10月14日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎
平成17年11月11日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成17年12月13日（火曜日） 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猛銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。

(2) 経験者講習会は、獣銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。

(3) 受講希望者は、獣銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課（電話代表0952-24-1111 内線3173）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月九日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷
曜 日